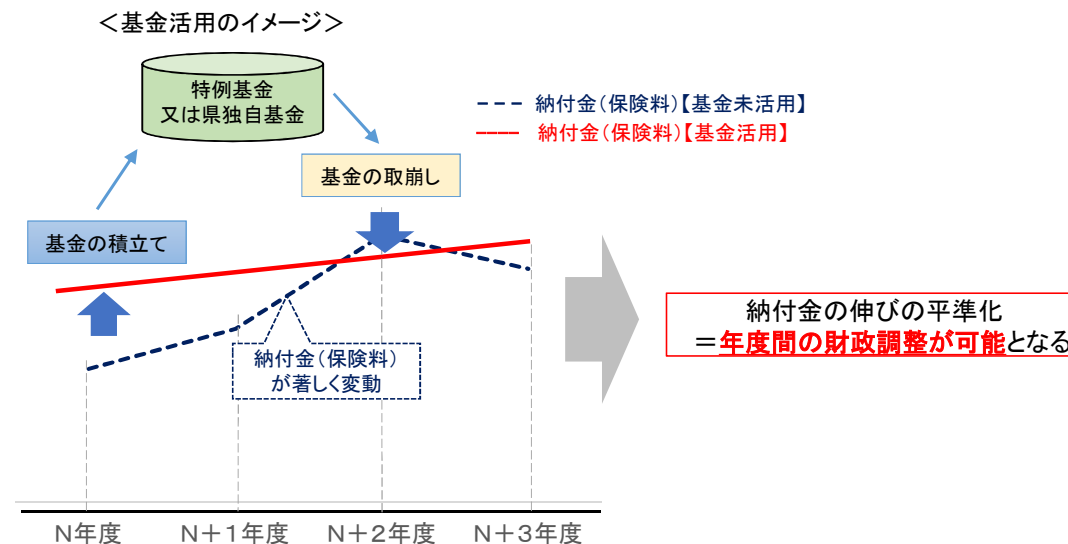


財政安定化基金(特例基金)等の活用について

- 国保の財政運営においては、医療費水準の変動や前期高齢者交付金の精算等により、納付金額が短期間で著しく変動し、市町村が計画的に保険料を設定することが困難なケースも想定される。
- こうした医療費水準の変動や前期高齢者交付金の精算等に備え、都道府県の国保特別会計において決算剰余金等の留保財源が生じた場合には、市町村と協議の上、その一部を基金(特例基金又は都道府県が独自に設立する基金)に積み立てることも考えられる。
 - ※ 例えば、保険者努力支援交付金(都道府県分)が前年度よりも増加した場合、その一部を納付金の軽減財源とはせずに、年度内に保険給付費等交付金として交付することにより、結果として生じた決算剰余金を翌年度以降に基金に積み立てることも考えられる。
 - ※令和2年5月の納付金ガイドラインの見直しの際に、上記の文言を追記した。
- 当該基金の活用により、年度内の給付増への対応に加え、年度間の財政調整(納付金の伸びの平準化)が可能となり、財政運営の更なる安定化が期待される。



大分県国民健康保険財政安定化基金について

(1)目的

平成30年度以降、国民健康保険税の収納不足により国民健康保険事業の財源が不足する市町村に対し、県が資金の貸付や交付を行うこと等により、国民健康保険の財政の安定化を図るために設置したものの。

(2)設置主体

各都道府県(基金設置時の原資は国10/10→25億2,171万円)

(3)交付・貸付事業

市町村向け

- ・貸付 : 国民健康保険税の収納不足による財政不足に対して貸付け
 - 原則3年間で貸付けを受けた市町村が償還(無利子)
 - 償還財源は税又は一般会計からの繰入金

- ・交付 : 特別な事情が生じた場合、財源不足額のうち保険税不足額
 - 特別な事情:災害や景気変動等
 - 補填は国・県・市町村が各々1/3負担(全ての各市町村が被保険者数に応じて按分して負担)
 - 財源は、県は一般会計からの繰入金、市町村は一般会計からの繰入金又は国保税

都道府県向け

- ・取崩し : 医療給付費の増加による財源不足に対して繰入れ(貸付)
 - 償還の財源は翌々年度以降の市町村納付金へ上乗せ

(4)特例基金

この基金のうちの一部は、特例基金として、新制度への移行に伴う保険料の激変緩和措置に必要な費用に充てることができる(令和6年3月31日まで)。

(5)令和元年度末残高

全体 31億958万5,676円(うち特例基金分:10億176万円)

運営方針 素案（決算剰余金の活用 1）

新	旧
<p>第4章 市町村における保険税の標準的な算定方法等</p> <p>5 大分県国民健康保険財政安定化基金の活用</p> <p>国保財政の安定化を図るため、保険給付費の増や保険税の収納不足等により、財源不足が生じた場合に、市町村等に対して貸付や交付を行うことができるよう、県に大分県国民健康保険財政安定化基金を設置します。</p> <p>(1) 貸付</p> <p>【市町村に対する貸付】</p> <p>ア 要件</p> <p>保険税収納額の低下により財源不足となった場合とします。</p> <p>イ 貸付額</p> <p>貸付を受けようとする市町村からの申請に基づき、収納状況等を勘案して県が貸付額を決定します。</p> <p>ウ 償還</p> <p>貸付年度の翌々年度以降の国保事業費納付金に上乘せし、借受市町村が原則3年間で償還することとします。</p> <p>(2) 交付</p> <p>【市町村に対する交付】</p> <p>ア 要件</p>	<p>第4章 市町村における保険税の標準的な算定方法等</p> <p>5 大分県国民健康保険財政安定化基金の活用</p> <p>国保財政の安定化を図るため、保険給付費の増や保険税の収納不足等により、財源不足が生じた場合に、市町村等に対して貸付や交付を行うことができるよう、県に大分県国民健康保険財政安定化基金を設置します。</p> <p>(1) 貸付</p> <p>【市町村に対する貸付】</p> <p>ア 要件</p> <p>保険税収納額の低下により財源不足となった場合とします。</p> <p>イ 貸付額</p> <p>貸付を受けようとする市町村からの申請に基づき、収納状況等を勘案して県が貸付額を決定します。</p> <p>ウ 償還</p> <p>貸付年度の翌々年度以降の国保事業費納付金に上乘せし、借受市町村が原則3年間で償還することとします。</p> <p>(2) 交付</p> <p>【市町村に対する交付】</p> <p>ア 要件</p>

運営方針 素案（決算剰余金の活用 2）

新	旧
<p>多数の被保険者の生活に影響を与える災害（地震、台風、洪水、噴火など）の発 33 生など「特別な事情」が生じ、保険税収納額の低下により財源不足となった場合とします。</p> <p>イ 交付額 収納不足額の 2 分の 1 を限度額とし、申請理由や収納率目標の設定状況等を勘案して県が交付額を決定します。</p> <p>ウ 拠出（基金への繰入れ） 交付年度の翌々年度に基金へ繰り入れることを原則とし、その場合の拠出割合は、国・県・市町村がそれぞれ 3 分の 1 とします。なお、市町村分については、全市町村で按分して負担することとします。</p> <p>(3) 県国保特別会計への取り崩し</p> <p>ア 要件 保険給付費が増大したことにより財源不足となった場合とします。</p> <p>イ 貸付額 財源不足について、財政安定化基金を取り崩し、県国保特別会計に繰入れます。</p> <p>ウ 基金への繰入れ 取り崩し年度の翌々年度以降の 3 年間において、全ての市町村の国保事業納付金に取り崩した額に相当する額を上乗せし、財政安定化基金に繰入れることとします。</p>	<p>多数の被保険者の生活に影響を与える災害（地震、台風、洪水、噴火など）の発 33 生など「特別な事情」が生じ、保険税収納額の低下により財源不足となった場合とします。</p> <p>イ 交付額 収納不足額の 2 分の 1 を限度額とし、申請理由や収納率目標の設定状況等を勘案して県が交付額を決定します。</p> <p>ウ 拠出（基金への繰入れ） 交付年度の翌々年度に基金へ繰り入れることを原則とし、その場合の拠出割合は、国・県・市町村がそれぞれ 3 分の 1 とします。なお、市町村分については、全市町村で按分して負担することとします。</p> <p>(3) 県国保特別会計への取り崩し</p> <p>ア 要件 保険給付費が増大したことにより財源不足となった場合とします。</p> <p>イ 貸付額 財源不足について、財政安定化基金を取り崩し、県国保特別会計に繰入れます。</p> <p>ウ 基金への繰入れ 取り崩し年度の翌々年度以降の 3 年間において、全ての市町村の国保事業納付金に取り崩した額に相当する額を上乗せし、財政安定化基金に繰入れることとします。</p>

運営方針 素案（決算剰余金の活用 3）

新	旧
<p data-bbox="331 371 629 403"><u>(4) 決算剰余金の活用</u></p> <p data-bbox="398 416 1108 531"><u>国保特別会計において決算剰余金等の留保財源が生じた場合に、その一部を特例基金に積立てを行い、医療費水準の変動や前期高齢者交付金の精算等に備えます。</u></p>	<p data-bbox="1198 371 1339 403"><u>(4) (新)</u></p> <hr data-bbox="1272 443 1973 448"/> <hr data-bbox="1272 488 1973 493"/> <hr data-bbox="1272 528 1912 533"/>